

令和7年9月3日
教 育 指 導 課

いじめ重大事態への対応における体制強化の考え方について

1 主旨

教育委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、およびいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省作成。以下「ガイドライン」という。）等に基づいて必要な組織を設置し、いじめ問題に対応してきたところである。

区では、この間、「世田谷区子どもの権利条例」（第18条）（昨年度までは「世田谷区子ども条例」（第13条））及び「世田谷区いじめ問題対策専門委員会設置要綱」により、委員会等を立ち上げ、対応してきた。

しかし、いじめ重大事態案件については、その背景・内容の複雑化から、法が求める「いじめの事実認定」に時間を要してきており、校長経験者や弁護士だけでなく、心理士や児童精神科医等様々な知見の方に参加していただく必要が急速に高まっている。

これらの状況を踏まえ、これまで以上に専門的知見を反映でき、かつ公平・公正に対応できるよう、条例制定により附属機関を設置することを基本とした体制強化のための考え方をまとめたので報告する。

2 法およびガイドラインにおけるいじめ重大事態への対応について

（1）いじめ重大事態の定義（法第28条第1項）

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいじめ重大事態とする。

（2）発生

重大事態が発生したときは、学校は教育委員会を通じて、重大事態発生の旨を区長に報告する。

（3）対応・調査—学校及び教育委員会、第三者機関

学校の設置者（教育委員会）又はその設置する学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに、教育委員会又は学校の下に当該重大事態を調査する組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

調査主体については、教育委員会が決定する。学校が主体となる場合と、教育委員会が主体となる場合がある。教育委員会が主体となる場合は、教育委員会内部で調査を行う場合と、第三者で構成された組織で調査を行う場合がある。なお、第三者機関について、文部科学省の令和6年10月31日付通知（6初児生第12号）により、第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましいとされている。

（4）報告

教育委員会は、調査結果を区長に報告する。区長は、必要があると認めるときには、再調査を行うことができる。区長は、再調査を実施した際は、その結果を議会に報告する。

3 いじめ問題対策等に関する現在の区の組織体制

(1) 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 ※教育委員会所管組織

世田谷区いじめ防止基本方針の規定に基づき「世田谷区いじめ問題対策専門委員会設置要綱」を設置。いじめ防止等のために教育委員会・学校が実施する施策について審議、また法第28条第1項に規定される重大事態への対処も行う。

<委員構成>

教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験を有する者のうちから5名以内

(2) 世田谷区いじめ問題再調査委員会 ※子ども・若者部所管組織

世田谷区いじめ防止基本方針の趣旨を踏まえ、「世田谷区いじめ問題再調査委員会運営要綱」を根拠に設置。法第28条第1項に規定する重大事態に関し、法第30条第2項に基づき区長が行う調査を実施する。

<委員構成>

教育、医療、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験を有する者のうちから7名以内

(3) その他の組織

上記のほか、いじめ防止対策の推進や関係機関の連携を所掌する、世田谷区いじめ防止等対策連絡会（教育委員会所管組織。「世田谷区いじめ防止等対策連絡会設置要綱」を根拠に設置。）や、いじめ問題を含む困難ケースへの対処について助言等を行う、教育支援チーム（教育委員会所管組織、「世田谷区教育委員会教育支援チーム設置要綱」を根拠に設置）がある。

4 現状と課題

いじめ重大事態について、現在の体制では、「世田谷区いじめ問題対策専門委員会」が対応するところであるが、専門委員会の委員だけでは対処できず、都度法律、医療等の専門資格を持つ職能団体に推薦を依頼し、その職の広がりとともに、委員の人数も拡大している。今後もいじめ重大事態は増えていくことが予想され、重大事態が発生した場合に、速やかに専門的知見を取り込んだ第三者委員会方式による調査を開始するとともに、問題なく委員会が運営できるように考え方の整理と体制を強化することが喫緊の課題である。

法は重大事態が発生した場合にまずいじめの事実認定を行うことを求めており、本区をはじめ他自治体の例からも、これには時間を要する場合が少なくない。また、事実認定を含む調査の遂行に注力するあまり、いじめを受けた子どもの気持ちの把握及びそれに寄り添った支援、そして何より、子どもたち同士の関係修復が二の次になってしまうことがないよう、必要な措置を講ずることが求められる。

5 体制強化に向けた基本的な考え方

以下の考え方を基本とし、「(仮称)世田谷区いじめ問題調査委員会等の設置に関する条例」の制定、及び同条例に基づく「(仮称)【新】世田谷区いじめ問題調査委員会」(以下、「【新】調査委員会」と言う。)を教育委員会の附属機関とする方向で検討を進める。なお、現行の「世田谷区いじめ問題再調査委員会」も同条例に基づく区長部局の附属機関(以下、「【新】再調査委員会」と言う。)とする。

また、検討は、現状の「世田谷区いじめ問題対策専門委員会」で行う。

(1) 安心・安全な環境づくり及び再発防止

重大事態が発生した際、学校及び教育委員会は、「世田谷区子どもの権利条例」に基づき、何よりも当事者である子どもの声を第一とすることを基本とし、いじめを受けた子どもの心のケアや、いじめを行った子どもに対する支援及び指導またはその保護者に対する助言、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもを含む子どもたちの人間関係の修復等を、関係機関と協力して行うとともに、子どもたちが安心して教育を受けることができるようにするための環境づくり及び再発防止のための措置を直ちに講ずるものとする。

(2) いじめ重大事態調査の開始

発生した重大事態について、教育委員会において、保護者等の意向も確認の上、「【新】調査委員会」からの意見もふまえ、調査主体を学校もしくは教育委員会に決める。教育委員会が主体となる場合は、調査組織を教育委員会事務局内部か、「【新】調査委員会」とし、調査を開始する。その際、より専門的な知見が必要もしくは複雑な内容については、「【新】調査委員会」での調査を基本とする。

(3) 専門的知見の取込み

「(仮称)世田谷区いじめ問題調査委員会等の設置に関する条例」の制定により新たに教育委員会の附属機関とする「【新】調査委員会」の委員の数は、10名以内とする。委員は、教育に関する学識経験者や、児童等の医療または心理に関する学識経験者、弁護士などとし、教育委員会が任命する。なお、現在の「世田谷区いじめ問題対策専門委員会」については、廃止とする。

「【新】再調査委員会」の委員の数は引き続き7名以内とし、調査対象の内容に応じた専門性を有する委員を区長が任命する。

(4) 増加するいじめ重大事態調査への対応

「【新】調査委員会」に特別の事項を調査審議させるために、弁護士、心理士等の資格を持つ専門調査員を置くことを可とする。また、調査部会を置くことも可とし、委員及び専門調査員3名以内で構成することを原則とし、調査、議論をできるようにする。

(5) 「【新】調査委員会」及び調査部会の権限

教育委員会が、必要と認める案件について、調査議論し、その結果を教育委員会に報告する。また、必要がある場合、関係者の出席を求めることができるものとする。

【対象】

- ・ 重大事態に係る調査
- ・ 自死または、自死が疑われる事例調査

- ・いじめ問題にかかわる事例検討
- ・子どもの安心・安全な環境整備及び再発防止策の検討

(6) 調査状況の報告

重大事態調査について、学校主体調査・教育委員会主体調査の別に関わらず、調査状況については「【新】調査委員会」に随時報告する。「【新】調査委員会」は、重大事態調査の進行について意見を述べるができるものとする。

(7) 調査結果の報告

(2) の調査に関し、調査結果は、調査部会もしくは学校から「【新】調査委員会」に報告し、「【新】調査委員会」から教育委員会に報告する。

(8) 提言

「【新】調査委員会」から、教育委員会に対して、再発防止に関する提言を行うことができるものとする。

(9) 会の運営

公開を原則とするが、ただし、世田谷区情報公開条例において、非開示情報に該当するものを審議する場合、「【新】調査委員会」が認めた場合は、非公開とすることができるものとする。

6 今後の主なスケジュール（予定）

令和7年9月	文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に体制強化の考え方について報告
	いじめ問題対策専門委員会による審議開始
令和8年2月	文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例素案について報告
	区民意見提出手続き（パブリックコメント）
5月	文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例案について報告
6月	令和8年第2回定例会に条例案を提出
7月	条例施行

※黄色背景は要綱設置による機関、オレンジ色背景は条例設置による機関を表す

平常時の対応

教育委員会が所管

いじめ防止等対策連絡会
(※要綱による設置)
年2回程度開催

【法第14条第1項機関】

・区立小・中学校におけるいじめ防止等のための対策の推進や連携に関する事項
・民生委員・児童委員、青少年委員、世小P、世中P、4警察署、小学校長会、中学校長会、庁内福祉・教育所管等

(仮称) いじめ問題調査委員会

(※条例による設置 附属機関)
月1回程度開催

【法第14条第3項機関】

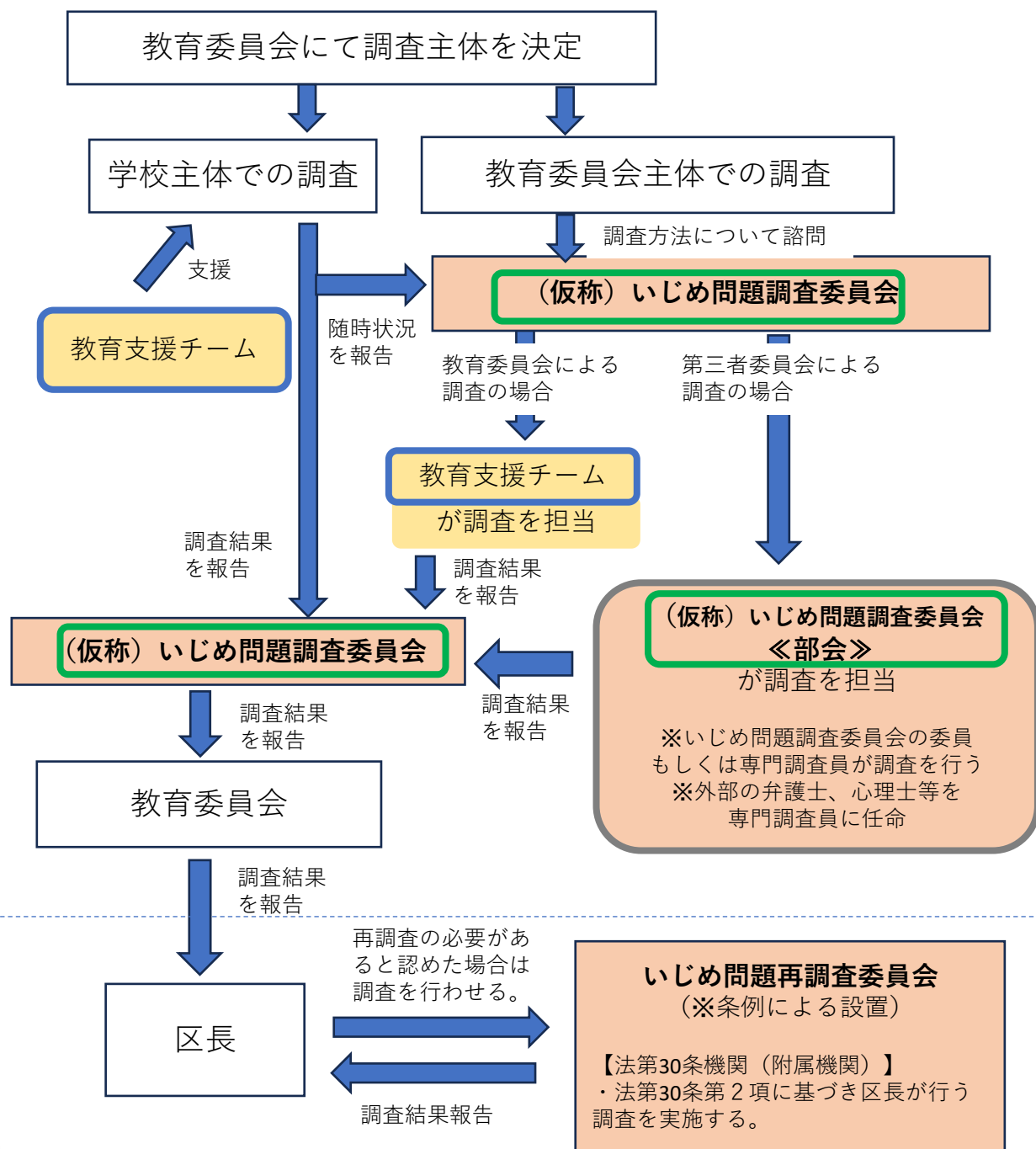
・いじめ防止等のために教育委員会・学校が実施する施策の審議
・教育、心理、福祉、法律等に関する専門家10名以内
・法第28条調査機関を兼ねる

教育支援チーム

・教育指導課内に設置。

いじめ問題等、幼・小・中で発生する困難ケースへ助言等を行う。
・指導主事、教育支援嘱託員、心理士、SSW、弁護士、医師等

重大事態発生時の対応



区長部局が所管